

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	あわっ子はぐくみ医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、あわっ子はぐくみ医療費助成事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

阿波市長

公表日

平成29年9月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	あわっ子はぐくみ医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例(平成17年阿波市条例第105号)による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成する</p> <p>特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している</p> <ul style="list-style-type: none">① あわっ子はぐくみ医療費受給者証の交付申請の受付及び審査事務(親権者、被保険者及び子どもの住民票関係情報や健康保険の情報、市民税情報、生活保護実施関係情報を確認)② 住所・氏名・健康保険証等の変更受付及び処理の事務③ あわっ子はぐくみ医療費受給者証の発行、交付事務④ 受給資格更新の審査にかかる事務⑤ 県補助金及び高額医療費の判定のために所得情報の確認⑥ 医療費助成の月次支給の際に行う医療費等の保険者の助成状況の確認⑦ 他の法令による医療に関する資格及び給付と調整
③システムの名称	乳児医療システム、住民基本台帳、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
はぐくみ医療費受給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 大森 章司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	I-1-① 事務の名称	乳幼児等医療費助成に関する事務	あわっ子はぐくみ医療費助成に関する事務	事後	
平成29年9月7日	I-1-② 事務の概要	<p>阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成17年阿波市条例第105号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成する</p> <p>特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している</p> <p>①親権者、被保険者及び子どもの住民票情報や健康保険の資格取得、喪失、変更を確認</p> <p>②受給者証の交付</p> <p>③県補助金及び高額医療費の判定のために所得情報の確認</p> <p>④医療費助成の月次支給の際に行う医療費等の保険者の助成状況の確認</p> <p>⑤他の法令による医療に関する資格及び給付と調整</p>	<p>阿波市あわっ子はぐくみ医療費の助成に関する条例（平成17年阿波市条例第105号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成する</p> <p>特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している</p> <p>①あわっ子はぐくみ医療費受給者証の交付申請の受付及び審査事務（親権者、被保険者及び子どもの住民票関係情報や健康保険の情報、市民税情報、生活保護実施関係情報を確認）</p> <p>②住所・氏名・健康保険証等の変更受付及び処理の事務</p> <p>③あわっ子はぐくみ医療費受給者証の発行、交付事務</p> <p>④受給資格更新の審査にかかる事務</p> <p>⑤県補助金及び高額医療費の判定のために所得情報の確認</p> <p>⑥医療費助成の月次支給の際に行う医療費等の保険者の助成状況の確認</p> <p>⑦他の法令による医療に関する資格及び給付と調整</p>	事後	誤記載の為修正
平成29年9月7日	I-2 特定個人情報ファイル名	乳幼児等医療費受給台帳ファイル	はぐくみ医療費受給台帳ファイル	事後	誤記載の為修正

